

子どもの健やかな成長のために 養育費と親子交流(面会交流)

子どもにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。

子どもがこれを乗り越えて、健やかに成長していけるよう、離婚をするときに
お父さん、お母さんとしてできることをあらかじめ話し合っておきましょう。

「子どもの養育に関する合意書」作成にあたって

- *「子どもの養育に関する合意書」は父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となるものです。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。
 - *合意書は離婚届を出す際に提出しなければならない文書ではありません。
 - *合意書を作成しないと離婚届が受理されないということはありません。
 - *この参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられる項目を記載しているものです。
- 父母双方がお子さんの立場に立って、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

各務原市役所

まちづくり推進課 tel 058-383-1884
子ども家庭支援課 tel 058-383-7203

〒504-8555

各務原市那加桜町1丁目69番地

fax 058-382-7110

離婚の際の取り決めに関する流れ

離婚の際に取り決めること

- ・親権
 - ・養育費 (次頁参照)
 - ・親子交流 (次頁参照)
 - ・財産分与
 - ・慰謝料
 - ・年金分割など
- ①

離婚を考える

離婚に合意できていない場合や
取り決めについて話し合いができない場合

調停離婚

お互い離婚に合意している場合

協議離婚

②家庭裁判所に調停の申立て

①について未解決
の部分がある場合

成立

公正証書の作成
(①について)

公証役場

□約束・私文書の作成
(①について)

(強制力がない)

①の取り決めが守られなかった場合

家庭裁判所に
履行勧告の申立てをする

不履行の場合

強制執行をする (給料・預貯金差押え、不動産競売等)

家庭裁判所に調停
の申立て (②へ)

養育費について（どうして養育費を支払うの？）

～離婚して離れて暮らす親も、子供の成長を支え、親の責任を果たすためです

子どもが経済的、社会的に自立するまでには、衣食住や教育、医療など、様々なことにお金がかかります。こうした子どもの養育に必要なお金を「**養育費**」といいます。離婚によって子どもと離れて暮らす場合でも、親には子どもの養育費を負担し、子どもが自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

養育費について取り決めておくこと（例）

1. **金額** 両親の経済状況や子どもの事情に応じて、よく話し合って決めましょう。
東京・大阪養育費等研究会が策定した「養育費算定表」を参考にしてもよいでしょう。
※「養育費算定表」は、東京家庭裁判所のホームページなどで公表されています。
2. **支払期間** いつから、いつまで支払うかを決めましょう。
子供が大学（または高校）を卒業するまで、または18歳、20歳、22歳など。
3. **支払方法** 毎月 一定の日に定期的に支払う例が多いようです。
4. **その他** 定額の養育費とは別に、入学金や大学などの授業料、突然の傷病による医療費など、特別な費用が必要になった場合の費用負担についても決めておくといよいでしょう。

親子交流（面会交流）について（どうして親子交流を行うの？）

～子どもが両親のどちらからも愛されていると感じ、健やかに成長するためです。

子どもにとって両親の離婚は大きなできごとです。両親の離婚を経験した子どもは、一方の親と離れることを寂しいと感じたり、両親の離婚の原因が自分にあると思ったり、また、今後の生活について心配したりします。「**親子交流（面会交流）**」はそんな子どもに、両親がそれぞれの立場から「あなたは悪くないよ」、「離れていても大好きだよ」という気持ちを伝える方法の一つです。

親子交流（面会交流）について取り決めておくこと（例）

1. **頻度** 週または月に何回程度か、など。
2. **内容** 1回あたり何時間程度を目安とするか。日帰りか、宿泊を伴うか、など。長期の休みなどの場合は、一定期間の宿泊を伴う交流を行うか、など。
3. **場所** 待ち合わせや親子交流（面会交流）の場所など。
4. **その他** 事情が変わった場合の連絡先や、子どもの年齢や状況に応じて調整するか、など。

離婚に関する相談先

岐阜県

*相談は無料です

◆岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

受付時間：平日 午前9時～午後4時30分

【問い合わせ】 ☎058-268-2569

(岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館第2棟9階)

各務原市

*相談は無料です

◆家庭相談

毎週月曜日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

【問い合わせ】 まちづくり推進課 ☎058-383-1884

◆一般相談

毎週水・木・金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

【問い合わせ】 まちづくり推進課 ☎058-383-1884

◆法律相談（弁護士）※

毎週火曜日 午後1時～《1日7名：1人20分 要予約》

【問い合わせ】 まちづくり推進課 ☎058-383-1884

◆女性のための法律相談（弁護士）※

第4木曜日（祝日の場合、第3木曜日）午後2時～《1日6名：1人20分 要予約》

【問い合わせ】 まちづくり推進課 ☎058-383-1884

※ 各法律相談の予約は、前日午前10時より受付。前日が休日の場合は当日午前10時より受付。

※ 各法律相談を受けられた方で、お子さんの養育費や親子交流（面会交流）についてお悩みの方は、必要に応じて弁護士事務所において、1回（1時間）のみ無料で法律相談をご利用いただけます。

◆ひとり親・女性相談

平日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

【問い合わせ】 子ども家庭支援課 ☎058-383-7203

その他

◆公正証書の作成、費用等については

岐阜公証人合同役場 ☎058-263-6582

(岐阜市橋本町 1-10-1 アクティブG2階)

◆申立て（調停、履行勧告）を行うための手続き、必要書類、費用等については

岐阜家庭裁判所 ☎058-262-5346 (岐阜市美江寺 2-4-1)